

奄美ワーキンググループ及び琉球ワーキンググループ設置要綱

(目的)

第1条 「奄美・琉球」の世界自然遺産推薦、登録と「奄美・琉球」の自然環境の適正な保全管理に必要な地域単位での詳細な科学的助言を得るため、奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会設置要綱第4条第6項に基づき、鹿児島県及び沖縄県それぞれについて学識経験者による「奄美ワーキンググループ」及び「琉球ワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」とする。)を設置する。

(対象範囲)

第2条 「奄美・琉球」世界自然遺産候補地のうち、奄美ワーキンググループは鹿児島県内、琉球ワーキンググループは沖縄県内に係る事項について、それぞれ必要な検討を行うこととする。

(検討事項)

第3条 ワーキンググループは、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 「奄美・琉球」の世界自然遺産としての価値の保全管理上必要な範囲と管理目標・指針等に関する事項
- (2) 「奄美・琉球」の世界自然遺産としての価値の保全管理における個別課題の把握及び対策等に関する事項
- (3) 「奄美・琉球」の世界自然遺産としての価値の保全管理に関わる各種個別事業の実施方法等に関する事項
- (4) その他目的達成のために必要な事項

(構成)

第4条 ワーキンググループは、次に掲げるメンバー、オブザーバー及び事務局をもって構成する。

- (1) メンバー
事務局長から依頼された学識経験者
- (2) オブザーバー
関係行政機関
その他事務局長が必要と認める者
- (3) 事務局
第5条第1項に定める行政機関

(運営)

第4条 座長は、ワーキンググループを招集し、議事進行を行う。

2 座長は、メンバーの互選により選出する。

3 座長は、必要に応じて、メンバー以外の学識経験者等に対し、ワーキンググループへの出席を求めることができる。

5 メンバーは、自らがワーキンググループに出席できない場合、自らの代理として、あらかじめ事務局長の了解を得た学識経験者を出席させることができる。

6 ワーキンググループは、原則として公開とし、議事については議事要旨を公開するものとする。なお、資料についても原則公開とするが、希少種の位置情報を含むなど、公開することが不適切なものについては座長の判断で非公開にできる。

(事務局)

第5条 ワーキンググループの事務局は、環境省那覇自然環境事務所、林野庁九州森林管理局、鹿児島県及び沖縄県によって構成し、対外的な連絡窓口は環境省那覇自然環境事務所が務める。

2 事務局長は、環境省那覇自然環境事務所長が務める。

(その他)

第6条 上記に定めのない事項で、ワーキンググループの運営に必要なものについては、別に定める。

(附則) この要綱は、平成26年9月8日から施行する。

(別紙) メンバー一覧

(別添)奄美ワーキンググループ及び琉球ワーキンググループメンバーの依頼手続等に関する要領(案)

(趣旨)

第1条 この要領は、奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会ワーキンググループ設置要綱第6条の規定に基づき、ワーキンググループメンバーの依頼手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(依頼手続)

第2条 メンバーへの依頼は、事務局長が書面をもって行う。

(任期)

第3条 メンバーの任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年度途中における依頼及び再任をさまたげない。

(附則)

この要領は、平成26年9月8日から施行する。